廃業助成金に係る課税の特	で 例の承認申請の	正 D (承認、却]下) 福	後 知書 (様	式中アンダ	「ーライン省」	(新設)	改	正	前
	1/10/2/11 VIII V	/ (/T(III)(A)	-1/ 20				(4)1127			
						号				
				平成	年	月日				
	殿									
		税務署	長			印				
転廃業助成金に	「係る課税の	特例の承認	申請の)	通知書					
あなたが平成年月_	日付でされ	た所得税の転	云廃業助	成金に係る	る課税の特例	列の承認申				
については、次のとおり				,,,,						
事業用固定資産の種類										
数 量 · 面 積										
田 法										
用途										
	円		円		円	円				
取得(改良)価額の見積額				年月						
取得(改良)価額の見積額 取得(改良)予定年月日				年 月						
取得(改良)価額の見積額				年 月						
取得(改良)価額の見積額 取得(改良)予定年月日 承認又は却下の区分				年 月						
取得(改良)価額の見積額 取得(改良)予定年月日				年 月						
取得(改良)価額の見積額 取得(改良)予定年月日 承認又は却下の区分				年 月						
取得(改良)価額の見積額 取得(改良)予定年月日 承認又は却下の区分				年 月						
取得(改良)価額の見積額 取得(改良)予定年月日 承認又は却下の区分				年 月						

下服申立て等について 氏 名	改 正 後	改	正	前
氏 名				
【不顧申立てについて】	不服申立て等について			
○ この処分に不限があるときは、この通知を受けた日の翌日から起導して2月以内に ○ 民職中立て(は次の攻撃即立期間延復にされたものその他その申立てが遊出にされていないもの を除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を軽圧後の処分になお不服があると きは、当然異態中立でもしたがは、譲渡決定者の職権の必要があった日の翌日から起算して1月以内 に四級不配書利明長に対して審査請求をすることができます。 ○ なお、異議申立てをしないで審査請求をすることができます。	氏 名 殿			
	【不服申立てについて】			
 異議中立て(法定の異議中立期間経過後にされたものその他その中立てが適法にされていないもの を除きます。)についての決定があった場合において、当高決定を積充後の処力になお不服があると さは、当該異議中立でをした方は、異議決定審の酵本の恋達があった日の翌日から起第して1月以内 に国展下非華利利氏に対して業者消染をすることができます。 なお、異議申立でをしないで審査消水をすることができます。	○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に			
を除きます。) についての決定がみった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当業基職申立てをした方は、異議決定律の提本の選集があった日の翌日から起算して1月以内に関係不服審判所長に対して審査請求をすることができます。 ② なお、異議申なでをしないで審査請求をすることができます。 ③ なお、異議申なでをしないで基前決をすることができます。 ■ 国税不服審判所は、 国税ののできます。 ■ 国税不服審判所は、 国税のできます。 ■ 国税不服審判所は、 国税ののできます。 ■ 政治が表とした力は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。 ● 政治が認め被告とすべき者は国(代表者 法務大派)となります。 ● 政治が認め被告とすべき者は国(代表者 法務大派)となります。 ● 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大派)となります。 ● 取消訴訟は、後があったことを知った日の翌日から起算して6月を秘過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、推起することができません。 ● 取消訴訟は、後ががあったことを知った日の翌日から起算して6月を秘過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、推起することができません。 ● 取消訴訟は、者音請求に対する裁決を経れていまいるを報告することができません。 ● 取消訴訟は、者音請求に対する裁決を経れていまいるを報告することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起こりようが、その訴訟の保護してもの問に当該更正決定等に係る国税の課促権等等又は視額等についてもれた他の更正決定等の政治しを求めようとするとき。 ■ 実践申立でについての決定又は審表請求についての裁決を経ることにより生する著しい相害を避けるため際急の必要があるとき、その他をの決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由がある	AND			
きは、当該異議中立てをした方は、異議決定害の略本の送達があった日の翌日から起算して1月以内 に国程不服業判所法に対して審査請求をすることができます。	○ 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないもの			
 ○ たお、異議申立てをしないで審査請求をすることができます。 ○ かお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国役不限審判所長 (提出先は、国役不限審判所首 原図優審判所)に対して審査請求をすることができます。 ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国 (代表者 注接大臣)となります。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国 (代表者 注接大臣)となります。 ○ 取消訴訟は、務決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の目の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経え使いなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経え使いて訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても数がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国役の課税標準率又は税額等についての表定と定案の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにこき正当な理由がある 	を除きます。) についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があると			
○ なお、異議中立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国役・開海判所及 (提出先は、	きは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内			
□ 国税不服審判所首 席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。 【敬清しの訴えについて】 ② 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、 当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提 起することができます。 ③ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の 日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ④ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の 日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経を修でなければ提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 ② 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等 に係る国税の課税標準等又は税額等についてきれた他の更正決定等の取消しを求めようとすると き。 ③ 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生する著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ることにこき正当な担由がある	に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。			
席国稅審判官)に対して審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 (審査請求について就決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。 (取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。 (取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 (取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国稅の課稅標準等又は稅額等についての決定を提起することができます。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由がある	○ なお、異議申立てをしないで審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受			
【敬消しの訴えについて】 ② 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。 ③ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大阪)となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経オして訴訟を提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経オして訴訟を提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課稅標準等又は稅額等についてきれた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生する著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は接決を経ないことにつき正当な理由がある	けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、			
 審査請求について競決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ではければ提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる蓄しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由がある 	席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。			
 審査請求について競決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ではければ提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる蓄しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由がある 				
当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1)審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2)更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3)異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由がある	【取消しの訴えについて】			
起することができます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課稅標準等又は稅額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由がある	○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、			
 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由がある 	当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提			
 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課稅標準等又は稅額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由がある 	起することができます。			
日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課稅標準等又は稅額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由がある	○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。			
 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由がある 	○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の			
かに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由がある	0. (a-42) (92.459) 818 NAME (92.459) 80			
(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。(3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由がある	Sec. 1. Professional de Ministre (MCL 1974) Section de Company de La Com			
(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。(3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由がある				
に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を 避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由がある				
き。 (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を 避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由がある	8 3 26 0 1 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20			
(3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を 避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由がある	TO SECURE AND A SE			
避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由がある				